

北部球友会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は北部球友会と称し事務局を事務局長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は旧戸塚区北部（戸塚区・泉区）に在住する小学生を対象とし、原則として町内会を母体に組織された野球チームをもって構成し課外活動を通して「少年・少女」の健全なる育成と親睦に寄与することを目的とする。

(事業内容)

第3条 本会は役員会の決定する春季・秋季大会を主催すると共に第2条の目的遂行のために行事を行う。

(会員)

- 第4条
- 1) 本会は第2条の資格を持ち、本会に入会を希望し本会の役員会にて承認されたチームをもって会員とする。
 - 2) 会員は年間登録料・大会参加費及び臨時会費を納入しなければならない。
 - 3) 会員は会長に届出る事により、退会する事が出来る。

(役員)

- 第5条
- 1) 本会には次の役員を置く。役員の任期は1年とし、再選は役員の過半数を持って決定する。
会長 1名、 副会長 若干名、 事務局長 1名、 事務局次長 若干名、 相談役 若干名
審判長 1名、 副審判長 若干名、 幹事 4名（当番チーム・会計も含む）、 会計監査 1名
理事長 1名、 副理事長 3名、 理事 若干名
 - 2) 新役員の選出は全員の推薦とする。
 - 3) 会長は役員会に常任或いは、非常任の顧問及び相談役・理事を招聴する事ができる。
 - 4) 会長は本会を代表し運営全般を統括する。
 - 5) 副会長は会長を補佐し会長事故ある時は、その職務を代行する。
 - 6) 事務局長は本会の事務を全て管理する。全ての事務手続きは事務局長の承認を必要とする。
事務局次長は事務局長を補佐する。
 - 7) 幹事は会計・会計監査及び事務局長の補佐を行う。
会計は本会の収支を明確に記帳し、会計監査の承認を得て決算の報告をする。
全て本会の収支に関する手続きは会計の承認を必要とする。
 - 8) 審判長は大会運営に当たり試合の進行を管理する。副審判長は審判長を補佐する。

(運営費及び会計)

- 第6条
- 1) 本会の運営費は会員より徴収する年間登録費・大会参加費・臨時会費・寄附により賄う。
 - 2) 運営費については概ね運営に必要な実費相当額とし、金額については状況により役員会で決定する。
 - 3) 収支会計は年1回以上会計監査の監査を受けた後会員に報告する。
 - 4) 会計年度は毎年3月1日より2月末日までとする。

(総会)

- 第7条
- 1) 毎年3月1日以降1ヶ月以内に役員並びにチーム代表者を召集の上総会を開催する。
 - 2) 総会の議題は、前年度事業報告・収支決算報告及び新年度事業計画、予算の承認・役員の選出、他。

(役員会)

- 第8条
- 1) 会長は必要と認められた時、役員会を召集し議長を務める。
 - 2) 役員会は、試合その他の行事の具体的運営方法と運営資金の金額並びに徴収方法を決定する。
また、総会に提出する議案を編成の上作成する。

(登録及び抹消)

- 第9条
- 1) 参加チーム(監督、コーチ含む)は、球友会に登録されたチームでなければならない。
 - 2) 選手は20名以内で編成する(監督、コーチは除く)。
 - 3) チーム責任者は満20歳以上(成人で男女は問わない)のものを代表者として届けなければならない。
 - 4) 選手の背番号は27番以内とし、監督は30番、主将は10番、コーチは28、29番とする。
 - 5) 登録名簿提出後、選手が他チームに移籍した場合、移籍前のチームは直ちに球友会に「登録選手抹消届」を提出しなければならない。「登録選手抹消届」が球友会に提出されない場合は、その選手は大会に参加できない。
 - 6) 本大会は32チーム登録を上限とし32チームを越える場合Aチーム28チームは確定とし、Bチームを4チームまで参加とし、5チーム以上参加の場合は抽選にて4チームを確定する。

(競技)

- 第10条
- 1) 監督、コーチ、選手は同一のユニフォームを着用しなければならない。
 - 2) 監督、コーチのベースコーチは認められない。
 - 3) ベンチに入れる者は登録されている監督、コーチ2人、選手及びチーム責任者(代表者)と、スコアラー、マネージャー各1名のみとする。
 - 4) 正規回数7回、塁間距離23m、投本間距離16m、延長は特別延長2回まで、使用球J球とする。
 - 5) ブロック予選は各ブロックに、審判部がブロック担当で入る。又副会長がブロック責任者として2つのブロックを担当する。各チームは必ずブロック担当審判部・責任者の指示に従うこととする。
 - 6) 試合は通常7イニングとするが、試合開始の「プレイ」宣告後、1時間30分を経過したらそのイニングが最終となる。注)決められた時間が経過したら回数に関係なく正式試合となる。
 - 7) 審判に退場を命じられた監督は1年間の出場停止処分とする。注)詳細は泉区少年野球連盟に準じる。
 - 8) 暗黒降雨その他の事情で試合を中止する場合は審判員役員及び当該チーム監督の協議により決定する。
 - 9) 原則として全日本軟式野球連盟公認規則、及び泉区少年野球連盟運営細則を適用する。
 - 10) 試合開始前の球場内での練習(キャッチボール、ノック、素振り等)を行っても良い。
注:試合前の練習では安全に十分配慮し、必ず監督又はコーチのもとで行うこと。また監督、コーチは事故の無いように、必ず球場内・外で管理することを条件とする。

(理事及び理事会)

- 第11条
- 1) 本会理事は役員を補佐し役員会・理事会開催時には出席し議案に対しサポートする。
 - 2) 理事会・・・理事長1名、副理事長3名(統括・審判部担当・事務局担当)理事若干名を持って理事会とする。役員会開催時に同時開催し議長を理事長が務める。
 - 3) 理事改選・・・任期は2年とし、理事の過半数を持って決定する。
 - 4) 新理事選出・理事全員の推薦とする。(副会長・事務局長・審判長経験者のみ)
 - 5) 理事長は理事会を代表し、役員及び役員会を補佐する。
 - 6) 副理事長は理事長を補佐する。

附則

この規約は平成8年9月8日より施行する。

| | | | |
|------------|------------|------------|-----------|
| 平成11年3月28日 | 平成14年3月17日 | 平成15年1月24日 | 平成15年9月7日 |
| 平成16年9月5日 | 平成17年3月6日 | 平成18年3月5日 | 平成19年3月4日 |
| 平成20年2月23日 | 平成21年3月1日 | 平成23年3月27日 | 令和3年4月4日 |

一部改定